

別表第3 家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥ 処遇改善等加算Ⅰ		家庭的保育補助者加算 ⑦ 処遇改善等加算Ⅰ	
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 <hr/> 保育短時間認定	173,150 +	1,640 × 加算率 +	5,320 +	50 × 加算率 +	利用子どもが4人以上の場合 28,310 利用子どもが3人以下の場合 24,140	280 × 加算率 + 240 × 加算率

地域 区分 ①	認定 区分 ②	保育必要 量区分 ③	家庭的保育 支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子ども の単価に加算 ⑨ 処遇改善等加算 I			減価償却費加算 加算額 ⑩ 標準 都市部	
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	52,230	35,390	+ 350	×加算率	9,000	9,900
		保育短 時間認定	46,680					

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	
			加算額					
			標準 ⑪	都市部				
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	A地域	46,400	51,600	-	$(④+⑤+⑧)$ $\times 18/100$	
			B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	22,300	24,800		-	$(④+⑤+⑧)$ $\times 19/100$
			D地域	20,000	22,200			
					6,170			

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	土曜日に閉所する場合			
			月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合 ⑭	全ての土曜日を閉所する場合
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	1,290	2,580	3,870	5,150
		保育短時間認定	1,060	2,110	3,170	4,230

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A : 処遇改善加算Ⅱ－① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B : 処遇改善加算Ⅱ－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	⑯	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	⑰	1 級 地 1,840 4 級 地 1,270	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,630 その他地域 110	
		3 級 地 1,610	
除雪費加算	⑱	6,180	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑲	155,870 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉑	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉒	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A : Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B : 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C : A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算